

令和7年度 第1回 豊田市開発事業対策協議会



違反開発通報用 QR コード

日時：令和7年6月27日（金）
午後2時から午後3時
場所：南52会議室

議 事

1 令和7年度事業について

(1) スケジュール

(2) 豊田市違反開発防止週間における取組

(3) 年間での協議会の取組

(1) スケジュール

時 期		内 容
実施済	5 ～ 6 月	市内全自治区長への手続条例及び盛土規制法の制度説明
	6月27日	令和7年度第1回協議会【本日】
予定	8月1日 ～ 8月7日	豊田市違反開発防止週間 ・ 公民連携開発事業一斉パトロール ・ 現場での確認事項を明確化するため、報告様式の統一 ・ 豊田市ホームページの注目情報欄に掲載 ・ 豊田市電光掲示板に掲載
	2 月	令和7年度第2回協議会

※ 通年：各団体で主体的に、違反防止の取組、違反早期発見・通報等を実施

(2) 豊田市違反開発防止週間における取組

目 的

期間中、活発なパトロールや協議会の取組のPR活動をすることで市民の違反開発撲滅に向けた意識の醸成につなげ、違反開発事業発生防止、早期通報の徹底を図ることを促進する。

期 間

8月1日（金）～8月7日（木）を予定

週間中の重点取組（案）

- ① 公民連携開発事業一斉パトロール
（出発式：8月1日を予定）

- ・ 団体ごとに市域を巡回

※ 手続条例の申請有無にかかわらず、造成・土の搬出入等を行っている現場を確認。

- ② 現場での確認事項を明確化するため、報告書様式の統一
- ③ 豊田市ホームページの注目情報欄に掲載
- ④ 本庁舎の電子ポスターによる表示
- ⑤ 豊田市公式SNSを活用した情報発信

※ 週間中の取組については、2週間後までに報告をお願いします。

(2) 豊田市違反開発防止週間における取組

パトロールエリア

パトロール地区	団体名
旭地区	豊田森林組合
足助地区	豊田森林組合
稲武支所	豊田森林組合
下山地区	豊田森林組合
小原地区	公益社団法人愛知県建築士事務所協会
石野地区	豊田市区長会
猿投・保見地区	一般社団法人愛知県測量設計業協会
高岡地区	公益社団法人愛知建築士会
上郷地区	公益社団法人愛知県宅地建物取引業協会豊田支部
拳母地区	公益社団法人全日本不動産協会愛知県本部
高橋地区	豊田商工会議所
藤岡地区	愛知県行政書士会豊田支部
松平地区	愛知県土地家屋調査士会豊田支部
市域全域	豊田市、豊田市農業委員会 愛知県西三河県民事務所（豊田加茂環境保全課） 愛知県豊田加茂農林水産事務所（林務課） 愛知県豊田加茂建設事務所（維持管理課）

(2) 豊田市違反開発防止週間における取組

違反開発防止週間での活動内容の報告

豊田市違反開発防止週間 取組実績報告書（週間）		
団体名		
委員名		
● パトロール結果		
パトロール実施期間	月 日 ～ 月 日	
不審な開発事業の発見	有	無
有とした場合は別添の様式にて案件ごとに様式の提出をお願いします。		
● 取組活動		
実施した取組活動（周知、啓発等）を記載してください。		
提出先 豊田市都市整備部開発調整課 監視啓発担当 山田、河北 電話 0565-34-6744 FAX 0565-34-6011 メール kaihatsu@city.toyota.aichi.jp		

(2) 豊田市違反開発防止週間における取組

不審な開発事業を発見した場合の報告書様式(案)

様式

違反開発事案報告書

1	報告団体名	
2	報告者氏名	
3	連絡先	
4	調査年月日	年 月 日
5	地番もしくは目印となる目標物	
6	工事看板の有・無	
7	現場規模（面積）	
8	造成の有・無	
9-1	重機の有・無	
9-2	重機に掲載されている会社名	
10	濁水の有・無	
11	現場の位置図	

※現場にはむやみに立ち入らないようにしてください。

- ・記入できる範囲でご記入ください。
- ・電話、メール等による通報でも結構です。

様式

違反開発事案報告書（記入例）

1	報告団体名	〇〇会
2	報告者氏名	▲▲ ▲▲
3	連絡先	0565-●●-●●●●
4	調査年月日	令和7年 8月 1日
5	地番もしくは目印となる目標物	地番が不明な場合の例：〇〇交流館から北に約〇m付近の県道〇〇沿い
6	工事看板の有・無	無
7	現場規模（面積）	1000㎡以上
8	造成の有・無	有
9-1	重機の有・無	有
9-2	重機に掲載されている会社名	(株) ■■土木
10	濁水の有・無	有
11	現場の位置図	

※現場にはむやみに立ち入らないようにしてください。

昨年度における豊田市違反開発防止週間中の取組事例

- ・ 事務所でのポスター掲示及び職員へのメール周知
- ・ 組織内において、協議会の取り組みを報告
- ・ 支部だよりに掲載し周知
- ・ 幹事会にて呼びかけ
- ・ 組織内で疑うべき違反事項を説明
- ・ 組合公用車に啓発マグネットを貼り周知
- ・ 地区ごとに班単位でパトロールを実施

(3) 年間での協議会の取組

目 的

協議会の活動を通じて市民への啓発を行うとともに、
開発事業者や土地所有者等に注意喚起を行い、
違反開発事業の防止及び早期発見につなげる。

取 組（案）

- ① 各団体等での啓発ポスターの掲示やチラシの配布
※ 令和7年度 ポスター400枚、
チラシ約13,000枚を準備
- ② 会報などへの掲載回数の更なる拡充
- ③ 違反開発通報用 QR コードの更なる周知拡大
- ④ 第2回協議会で各団体より年間取り組み内容の報告

啓発ポスター案

違反開発

“おかしいかも”が街を守るサインです。
その“気づき”見逃さないで。

盛りすぎじゃない?
その盛土。

排水、
ちゃんと処理
できてる?

落としてない?
そのまま走って
大丈夫?

違反盛土等による崩落により、災害が発生する場合があります。
身近になる盛土等を発見したら、
QRコードから情報提供を
お願いします。

豊田市開発事業対策協議会

事務局
豊田市 都市整備部 開発促進課
〒471-0065 0065-24-6711
〒471-0065 0065-24-6711
FAX 0065-24-6711
E-MAIL ksp_bizdev@city.aichi.jp

WE LOVE
とよか

17

昨年度の年間での協議会の取組事例

- ・ 研修会にて、当協会の実施事業としてアナウンスを実施
(2日間で100名程度)
- ・ 役員会において、協議会の年間取り組み内容を報告
- ・ 開発許可申請があった場所について、現状の確認
- ・ 組合員向けの広報誌にて、啓発の文を掲載
- ・ 自然公園内の山間地域を中心に不審な開発事業や残土処分等がないか定期的に見回りを実施
- ・ 週間外でも巡回パトロールを実施
- ・ 豊田市が作成したポスターを事務所で掲載し、近隣住民へ向けてPR
- ・ 窓口でのポスター掲示